

国立大学法人奈良教育大学教員の理事任命に伴う関係事項等の取扱規則

平成18年3月3日
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学理事規則（平成16年奈良教育大学規則第33号）第8条の規定に基づき、理事に選考された本学教員（以下「教員理事」という。）の任命後の教育体制の維持及び任期満了後の措置に関し、必要な事項を定める。

(臨時的採用)

第2条 教員理事に任命されたことに伴い、当該講座において教員理事が担っていた教員としての業務を遂行することが困難であると認められる場合には、当該講座主任の申し出により、教育体制の維持の観点から教員理事の任期を限度として任期を付し代替教員を臨時的に採用することができる。

(臨時的採用の職名)

第3条 臨時的に採用される教員の職名は、原則として講師とする。

(臨時的採用の手続き)

第4条 臨時的採用の手続きは、国立大学法人奈良教育大学教職員採用・退職等規則（平成16年奈良教育大学規則第64号）によるが、募集方法については、公募によることなく、非常勤講師の採用の例に準じて行うことができる。

(就業規則の適用)

第5条 臨時的に採用される教員には、国立大学法人奈良教育大学教職員就業規則（平成16年奈良教育大学規則第43号）を適用する。

(退職)

第6条 臨時的に採用された教員は、教員理事が任期を満了したとき退職する。

(調整等)

第7条 教員理事に係る事項及びこの規則の運用その他必要な事項は、学長が関係講座等と調整のうえ、教育研究評議会に諮り決定する。

(復職)

第8条 教員理事は、理事の任期が満了した場合及び理事の辞任の申し出を学長が承認した場合、理事に就任する前の職に復帰することを原則とする。

2 前項により復帰する場合、教育研究評議会に復帰を報告のうえ了承を得ることとし、

教員配置、教員採用に係る教育研究評議会及び教授会等の審議は省略する。

附 則

この規則は、平成18年3月3日から施行する。